

11月は児童虐待防止推進月間

いちはやく 189 知らせて守る こどもの未来



問 こども課育成支援係 ☎95-9886

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待されている子どもは自ら助けを求めることが中々できません。「虐待かも」と思ったらすぐに電話をお願いします。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。あなたのその行動が、子どもを、そして保護者を救う始めの一歩です。

児童虐待かもと思ったら
すぐに電話してください

児童相談所
全国共通ダイヤル

いちはやく
189

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV=ドメスティック・バイオレンス)など

気づいて！虐待のサイン

虐待は隠されていることが多いです。表面化しづらい虐待をくい止めるためには、周囲の皆さんのが気づきがとても大切です。

子どもの様子

- ・不自然に子どもが保護者に密着している
- ・子どもが保護者を怖がっている
- ・子どもがひどく緊張している
- ・体重・身長が著しく年齢相応でない
- ・子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ・子どもの言動が乱暴である



保護者の様子

- ・子どもが受けた外傷の状況と保護者の説明のつじつまが合わない
- ・保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ・子どもの養育に関して拒否的・無関心
- ・泣いてもあやさない
- ・絶え間なく子どもを叱る、罵る
- ・家庭内が著しく不衛生である



相談先

児童相談所全共通ダイヤル

☎189

※住む地域の児童相談所につながります。

市家庭児童相談室（平日9時～16時）

☎41-8810

市家庭児童相談室（夜間・休日）

☎41-3311

